

2008年6月吉日

殿

中小企業家同友会全国協議会

会長 鋤柄 修

〒170-0005 東京都豊島区南大塚3-39-14 大塚南ビル2F

電話 03(5953)5721(代) FAX 03(5953)5720

URL <http://www.doyu.jp/>

2009年度国の政策に対する 中小企業家の要望・提言

中同協の概要

- ・ 中小企業家同友会全国協議会〔略称・中同協〕は47都道府県にある中小企業家同友会の全国組織
- ・ 創立：1957年4月日本中小企業家同友会（現東京中小企業家同友会）として東京で創立
- ・ 全国協議会設立：1969年11月
- ・ 会長：鋤柄 修（㈱エステム会長）
- ・ 会員数：4万人（企業経営者）
- ・ 会員企業規模：平均従業員数約30名、平均資本金1,500万円
- ・ 中小企業家同友会は経営者の自助努力による経営の安定・発展と、中小企業を取り巻く経営環境を改善することに努めています

中小企業家同友会の3つの目的

- ① 同友会は、ひろく会員の経験と知識を交流して企業の自主的近代化と強靱な経営体質をつくることをめざします。
- ② 同友会は、中小企業家が自主的な努力によって、相互に資質を高め、知識を吸収し、これからの経営者に要求される総合的な能力を身につけることをめざします。
- ③ 同友会は、他の中小企業団体とも提携して、中小企業をとりまく、社会・経済・政治的な環境を改善し、中小企業の経営を守り安定させ、日本経済の自主的・平和的な繁栄をめざします。

目 次

はじめに	2
I、私たち中小企業家同友会の基本姿勢と中小企業憲章	
(1) 私たちの願い—中小企業憲章のめざすもの	3
(2) 中小企業家同友会の5つの基本姿勢・行動指針	4
II、2009年度国の政策に対する中小企業家の要望・提言	
1. 持続可能な社会・経済システムへの根本的転換をめざす 中小企業憲章の制定を	5
2. 新しい内需を喚起し、低迷する地域経済の抜本的な再構築を	6
3. 所得再配分機能と消費購買力を高める公平な税制の構築を	9
4. 円滑な資金供給と参加型金融システムの構築を	18
5. 公共事業の中小企業発注の拡充と公正な市場のルールを確立し、 公正競争の促進を	21
6. 中小企業が活躍できる環境保全型・自然再生型の 持続可能な社会システム構築	23
7. 豊かな人間として育つための教育環境の重視	28
8. 人材投資促進税制の拡充と人材育成、若年者雇用の推進	29
9. 労働環境改善と障害者雇用・就労環境の拡充のために	30
10. 清潔な政治・行政の確立と武力によらない国際貢献、 アジアとの共存共栄	34

はじめに

私たち中小企業家同友会全国協議会〔略称・中同協〕は、1969年（昭和44年）設立以来、自助努力による経営の安定・発展と、中小企業をとりまく経営環境を是正することに努め、1973年（昭和48年）以降毎年、国の政策に対する要望・提言を、政府各機関とすべての政党および国会議員にお伝えし、懇談を積み重ねて参りました。

政府は日本経済がいまだ景気回復局面にあるとしていますが、私たちの景況調査によれば、2007年の年初から業況判断DIはマイナスを続けており、中小企業は既に景気後退の様相を呈しています。米国のサブプライム問題に発した金融波乱は実体経済に波及しつつあり、外需依存の日本経済への衝撃は計り知れないものがあります。焦点となる内需拡大を地域から担う中小企業経営の防衛と活性化は喫緊の課題となっています。

この10数年間にアメリカやヨーロッパの先進諸国は経済社会における中小企業の果たす役割を的確に評価して中小企業重視へと政策転換を行っています。2000年にはEUが「欧州小企業憲章」（リスボン憲章）を採択し、「小企業は、ヨーロッパ経済の背骨（バックボーン）である。小企業は、主要な雇用の源泉であり、ビジネス・アイディアを産み育てる大地である」と宣言しています。

私たちは、日本経済において地域に根ざした中小企業が果たしている役割を正当に評価し、従来型の補完的役割という政策比重の置き方を抜本的に転換させ、中小企業政策を産業政策の柱とする姿勢に転換する「中小企業憲章」の制定を提言するものです。

これまで同友会は、産学官連携の実践など地域振興への寄与にも微力ながら一定の役割を果たして参りました。私たちは、自らの基本姿勢の確立に努め、中小企業家としての社会的責務を果たし、日本経済と中小企業が発展できる環境をつくるために日本での「中小企業憲章」制定をめざし、以下のような経営環境を求め、行動するものです。

関係各位のご協力、ご支援を要望します。

I、私たち中小企業家同友会の基本姿勢と中小企業憲章

(1) 私たちの願い—中小企業憲章のめざすもの

私たちは、日本経済において地域に根ざした中小企業が果たしている役割を正当に評価し、従来型の補完的役割という政策比重の置き方を抜本的に転換させ、中小企業を産業政策の柱とする姿勢に転換する中小企業憲章と自治体での中小企業振興基本条例の制定を望んでいます。その内容はおよそ次のような趣旨で考えています。（※以下の文章の"私たちは"とは、中小企業で働く人々はもちろん、政府、国民すべてが呼称することをめざしています）

1. 私たちは、中小企業が日本経済の発展に寄与してきた役割を認識し、新しい時代ニーズに対応しつつ、その能力と活力を生かす形で21世紀の新たな日本経済を築くことに努力します。
2. 私たちは、中小企業が自主的に経営し、自立的に発展できることを確信し、大企業はその存在にふさわしい責任を果たすことを要望します。
3. 私たちは、中小企業がNPOやコミュニティ・ビジネス、SOHOなどの新しい事業形態とともに発展していくと考えます。
4. 私たちは、中小企業の理解を深め、その姿を正確に伝えるように努力します。
5. 私たちは、中小企業が消費者・国民の信頼を集め、あてにされ、社会の期待にこたえることを希望します。
6. 私たちは、女性の社会参加を励ます中小企業の貢献を重視し、また、女性企業家を支援します。
7. 私たちは、障害者の自立した生活の基礎となる雇用を生み出し、「だれもが共に暮らせる」共生社会をつくる中小企業を支援します。
8. 私たちは、中小企業のネットワーク活動や企業間連携が活発化し、経営活動における連帯が高まることを期待します。
9. 私たちは、中小企業が雇用確保や納税、地域づくりなど地域社会の期待にこたえ、地域経済の主役であることを認識します。
10. 私たちは、地域の中小企業を中心とした産学官や金融機関、市民が学び合い、生かし合い、創造の輪を広げることを促進します。

11. 私たちは、日本の農林水産業の再興に中小企業の知恵と技術を活用し、食料自給率の改善に貢献できるように支援します。
12. 私たちは、中小企業家が政策の立案と実行協力の能力を高め、立法・司法・行政との新たな協力関係をつくることを期待します。
13. 私たちは、中小企業の国際貢献を支援します。とくにアジアとの経済的な共生に努力します。
14. 私たちは、地球環境の保全に果たす中小企業の役割を重視し、支援します。
15. 私たちは、教育において豊かな労働観を養うことを重視し、企業経営の魅力と意義の理解を広げ、起業への関心を高めることに努力します。
16. 私たちは、中小企業が科学の成果と技術の発展を有効に活用できる環境をつくりまます。
17. 私たちは、中小企業の意見が集約され、その努力が公正に評価される環境をつくりまます。

こうした願いを広く集め、憲章制定に向けて、国民の世論を大きく高めていくことが望まれます。

(2) 中小企業家同友会の5つの基本姿勢・行動指針

- a) 私たちは、厳しい経営環境の中でも企業の継続発展に全力を尽くし、雇用確保と魅力ある企業づくりに取り組みます。今後の景気後退の嵐を乗り切る経営指針・戦略と社内体制の構築に総力を傾けつつ、大学や金融機関等との連携、行政施策活用などを積極的に進め、企業を守り、新しい市場創造に挑戦します。
- b) 私たちは、経営指針の確立と全社実践に努力し、21世紀型企業（①お客様や地域社会の期待に応えられる存在価値のある企業、②労使の信頼関係が確立され、士気の高い企業）づくりをめざします。特に、企業活動の「血液」である金融を確保するためにも、経営指針を通じて金融機関の理解を深めながら、地域での金融機関との連携を強化します。
- c) 私たちは、企業活動を通じて納税者としての社会的責任を果たすとともに、税金の適正な使い方や行政のあり方にも関心を持ち、提言・行動します。とりわけ、公共投資を従来型公共事業から、生活基盤整備・社会福祉・環境保全・防災重視の生活整備型・自然再生型の公共投資へ抜本的に転換させるこ

とを求めます。

- d) 私たちは、企業の社会的責任を自覚し、環境保全型社会づくりに取り組みます。環境負荷の少ない企業活動を実践するとともに、エコロジーとエコノミーの統一による仕事づくりや地域づくりを行政・市民団体等と協力しながら挑戦します。
- e) 私たちは、経営者自らの教育を含めた21世紀の最も貴重な資源である人づくりと次世代を担う若者が働くことに誇りを持てる職場と社会の環境づくりに努めます。

以上の認識に基づいてここに政策要望・提言を提出する次第です。

II、2009年度国の政策に対する中小企業家の要望・提言

1. 持続可能な社会・経済システムへの根本的転換をめざす中小企業憲章の制定を

- (1) 地球環境に配慮しつつ、人間らしく豊かに暮らせる持続可能な安全・安心の社会・経済システムへの根本的転換をめざし、中小企業が国民とともに繁栄できる日本経済を実現すること。

①政府は、中小企業を国民経済の豊かで健全な発展を質的に担っていく中核的存在として位置づけ、**中小企業重視へ国家戦略を抜本的に転換する「中小企業憲章」**を制定すること。

②政府は、**中小企業省**を設置し、**中小企業担当大臣**を置くこと。

③**中小企業家が政策決定・実行の各プロセスに直接参加できる政策立案と政策評価の手法を導入すること**。当面、経済財政諮問会議や政府税制調査会等への中小企業代表の登用など中小企業の声を反映させる仕組みづくりを進めること。

- (2) 国のすべての政策や法律・規制が中小企業への影響を事前に考慮して立案され、実施されるという原則を確立するための法律を整備すること。アメリカでは「規制柔軟法（RFA）」により、連邦省庁が新たな規制案を提出する場合に、その規制が中小企業に及ぼす影響を考慮し、中小企業にとり負担の少なく同等の効果のある代替案の分析を行い、分析結果を公にしてパブリックコメントを求めることが決められている。これは、EUの「小企業憲章」

の「Think small first」（小企業を第一に考える）という考え方にも通じるものである。当面、中小企業基盤整備機構の中小企業ビジネス支援サイト「J-Net21」を拡充し、国内外の中小企業の企業活動に関わる法規制情報をインターネット等で包括的に提供する「規制アラート・システム」を構築すること。

2. 新しい内需を喚起し、低迷する地域経済の抜本的な再構築を

- (1) 少子高齢化の進展及び人口減少社会の到来、地域間格差の拡大に対応して国は地域経済の抜本的な再構築を宣言し、地域の中小企業と住民の協力を得ながら地域産業政策の総合的系統的な実施による相乗効果を図ること。そのために自治体に対し、①**中小企業振興基本条例又は地域産業振興を制定・改定し、中小企業を中心とした地域振興の基本理念の確立と支援体制・予算措置の強化をはかること**、②**まちづくり条例の制定等による「コンパクトで賑わいあふれるまちづくり**」、高齢者などの交通弱者が歩いて買い物や生活することができる「歩いて暮らせるまちづくり」の具体化と「中心市街地の活性化に関する法律」に基づく基本計画（総理大臣認定）の提出など、を促すこと。
- (2) 改正建築基準法の施行に伴う着工認可が大幅に遅れた被害は甚大である。
①**中小建設業への公共事業のリフォーム・リニューアル等の工事の大幅発注を進めること**。②**建築確認審査部門の人員を大幅に増やし、人材育成を進め、特別体制で処理にあたること**。③今年12月の廃止予定は延期されたが、**木造2階建て住宅の「4号特例」廃止は当面凍結すること**。④2009年10月に施行される**住宅瑕疵担保履行法**は、「保証金の供託」または「保険への加入」が義務付けられ、「必要な資力確保措置を講じなければならない」が、中小建設業・不動産業にとってはかなりの負担となる恐れがある。実施する場合、十分な事前説明と影響調査、施行に伴う必要な資金確保への支援の仕組みを整備すること。また、検査員不足による保険検査の遅滞も懸念される。検査員数の手当を十分行い、再び混乱を招かない住宅保険の検査員体制をとること。
- (3) 政策手段を総動員して中小企業の地域での仕事づくりを支援すること。
①**新連携支援制度や「中小企業地域資源活用プログラム**」、「農商工連携の促

進」政策など次々と制度・施策が積み重なるが、利用者サイドの利便性を考え、施策窓口を地域の中小企業を把握している都道府県とし、中小企業基盤整備機構等がバックアップする体制をとること。諸施策は統合し、農林水産業等との連携など共同事業の領域を広げ、自覚的に地域内産業連関を形成していく「地域振興型企業」づくり、「地域振興型産業クラスター」への支援をすること。②「新事業分野開拓事業者認定制度」を導入する地方自治体を積極的に支援し、新商品の販路開拓で困難をかかえる地域の中小企業を随意契約による新商品購入で援助する自治体を大幅に増やすこと。

- (4) 大型プロジェクト中心の従来型の公共事業から、生活基盤整備・社会福祉・環境保全・防災重視の「地域密着型公共事業」へ抜本的に転換させること。特に、災害時の避難場所となっている学校施設などの耐震補強工事を緊急に全国一斉に実施すること。
- (5) 災害対策・防災対策を抜本的に強化すること。地域での耐震診断・改修が着実にすすむように助成金の利用条件を緩和し、中小建設業の仕事づくりにもつながるものとする。問題の焦点となる既存不適格建物でも耐震・断熱改修を行い、安心して省エネな住宅にできるよう助成金適用を可能にしたり、低所得者層の補助率の引き上げなど弾力的措置を取ること。また、地方自治体と地域の事業所・中小企業との防災協力体制づくりを支援すること。震災発生時において、地方自治体と事業所間の平時からの協力関係の構築が不可欠である。地方公共団体による「防災協力事業所登録制度」等の普及に力を入れること。
- (6) 住宅の長寿命化・資産価値向上のために、住宅にかかわる技術・制度の見直しを進めること。また、良質な賃貸住宅が大量に供給されるよう制度の見直しや助成措置を講じてライフサイクルに応じて住宅選択の幅が拡大するよう整備すること。
- (7) 指定管理者制度では、大企業が事業を独占するのではなく、地元のニーズや事情に精通する地元中小企業やNPOの参入が十分配慮されるよう地方公共団体への啓蒙・支援を進めること。また、指定管理者制度の運用に当たっては地域住民、中小企業の代表も参加して、公平、公正な選定基準を作成したり、情報公開を進めること。
- (8) 地域経済の発展、地域コミュニティづくりに大きな役割を果たしてきた

商店街の多くが存亡の危機にさらされ地域の衰退が危惧されている。そこで街の崩壊、地域の衰退状態を打開するための具体的な振興策が急がれる。次の施策を講じられたい。

- ①街づくりの主体者は商店街、中小企業、地域住民であることを明確にして、商店街における中小小売業の事業活動の機会を適正に確保することを基本ルールに据えること。
 - ②「まちづくり三法」が見直され、都市計画法等と中心市街地活性化法が改正されたが、今後の課題としては、大規模小売店舗立地法（大店立地法）の「商業調整の禁止」（第13条）の見直しが課題となる。大店立地法の運用を地域自治体に委ねる方向で検討すること。
 - ③地域住民が街づくりに積極的に関わる仕組みとして「街づくり会社の株主公募制度」などを検討すること。また、地域の社会的な問題解決のためのコミュニティビジネスの創業支援を進めること。
 - ④零細店舗など商売上の工夫を考える自由な時間をつくりたくとも従業員雇用のできない層に対し、商店街ごとに販売のサポーターを派遣する制度を検討されたい。また、周辺的生活環境との調和を旨とする大規模小売店舗立地法を改正し、地域の就労環境を悪化させている正月元旦の大型店の営業を原則禁止とすること。
 - ⑤空き店舗対策として、「商店主公募」やチャレンジショップ制度など店舗の家賃補助の支援策を拡充すること。空き店舗を借り上げ、リサイクル施設等の公共スペースを設置するなどの対策を講じること。
- (9) 地方分権によって地域経済の活力を地域の中から築いていくことが出来るように、権限委譲に比べて遅れている財源委譲を速やかに実施すること。国税の一部を地方税に回す財源委譲措置が適切である。
- (10) 日豪EPA（経済連携協定）が導入されれば日本の農業にあまりにも甚大な被害を与え、地域経済を崩壊させかねない。日本農業の存廃にかかわるものであり、当面交渉を停止し、農業関係諸団体や自治体等の意見を十分に反映させた政策を進めること。
- (11) 特許料・審査請求手数料は、2008年度に10年目以降の特許料の重点的引き下げを含む特許関係料の引き下げが行われたが、さらに、米国のように中小企業（個人）であれば一律に大企業の半額とする措置をとること。

3. 所得再配分機能と消費購買力を高める公平な税制の構築を

(1) 最近の税制「改正」の動向と私たちがのぞむ税制の基本的あり方

政府税制調査会は2008年度の税制「改正」にあたって、「経済・社会の活力の維持向上の視点が欠かせない」としている。また、与党税調は「いわゆる格差是正の問題や所得再配分機能のあり方、経済の活性化や国際競争力の強化、厳しい財政事情に留意する」としている。そして安定的な税収確保のために抜本的税制改正を行うとしている。

税制改正の柱は消費税の税率引き上げであるが、2008年中には引き上げないものの、2009年中には3%程度の引き上げが予定されている。加えて政府税調は所得税、個人住民税、相続税、法人税についても抜本的な見直しを行うとしている。所得税については税率の見直し、配偶者控除、扶養控除の廃止・縮小、給与所得控除の縮小、小規模事業者に対する課税方式の見直し、退職所得、公的年金課税の見直し等々多岐わたっており、広く国民に対し増税をもたらす可能性がある。われわれは庶民増税により消費を押しさえ込むことになりかねない政府・与党の抜本的税制「改正」には賛成できない。

2006年度の税制「改正」で導入された「特殊支配同族会社の役員給与に対する給与所得控除分損金不算入制度」は中小事業者者の反対により、オーナーの基準給与が800万円から1,600万円に引き上げられたものの、根本的な解決になっていない。われわれは同制度の撤廃を強く求めるものである。

景気を回復し維持するための税制は、内需拡大のための施策、すなわち国民・中小企業の懐を暖めることにある。その意味で、ブッシュ米大統領が行った税の還付制度を学ぶべきである。税金は負担能力のない赤字企業や低所得者層に求めるのではなく、負担能力のある大企業や高額資産家に能力に応じて負担させることが必要である。すなわち税制にある所得再配分機能を生かし、憲法が要請する公平な税制（応能負担原則）を構築しなければならない。

(2) 法人税のあり方について

① 中小法人の税率を引き下げること

国際的な企業間競争に打ち勝つために大手企業に様々な優遇処置（連結納税の導入、税率の引き下げ、試験研究費の控除の拡大、減価償却の見直し）を進め、外需も手伝い史上空前といわれる好景気を大手企業は享受し

てきた。ところが、国内は、定率減税の廃止、高齢者への課税の強化に象徴されるように、中小企業・国民への負担の強化が進み、就業の多様化による低所得者の増加などとあいまって消費が低迷し国内景気は一向に改善されていない。その様な中で、再び国際競争力の強化と税収増の還元を求めて法人税の税率の引き下げが財界から要求されている。しかし、欧州各国と比較して社会保障費の負担も含めると企業の社会的負担は低く、様々な優遇処置を残したまま税率の引き下げを求めることは、国民に負担を押し付けて大手企業だけが潤うような政策であり取るべきではない。

レーガン税制による財政赤字を見事に克服した米国のクリントン政策に見るように、負担すべき力のあるものがしっかりと負担する税制を構築することを財政再建の柱にすべきである。さらに、景気の本格回復は、国民消費に掛かっているといわれているが、国民への負担をこれ以上求めず、また、地域の活性化、雇用をさらに増やすためにも、中小企業への抜本的な支援を強化するべきである。中小企業家同友会は、応能負担の原則に基づく法人税率の提案を行ってきたが、景気回復から取り残されている中小企業の現状を考慮して、当面の政策として所得1500万円まで15%（資本金1億円未満）の法人税率を提案する。

②特殊支配同族会社オーナー社長の給与所得控除額の損金不算入措置を廃止すること

私たち同友会を始め多くの中小企業家や諸団体が廃止等を要求する中で基準所得金額の適用対象金額が800万円以上から1600万円以上へと引き上げられた。対象になる企業数は大幅に減少したがその本質的な制度は残されている。この制度は、変更されても地域を支えるもっとも元気な企業を狙い撃ちしているうえ、会社法により起業を進めようとする施策の阻害要因になり、中小法人の法人格を税法上否定するものである。また、非同族会社等との税負担に差別を設けるもので、地域を支え国民経済を豊かに支える同族会社を悪者扱いする姿勢は同じである。このような税制は認めるわけにはいかず、廃止すべきである。

③役員報酬、役員賞与の損金算入は、実態に合わせて柔軟に適用すること

2006年度改正による硬直的な役員報酬・賞与の税法上の扱いは、多くの不満を呼び国税庁は、法律を変えることなくQ&Aの見解で幾つか譲歩せ

ざるを得なかった。しかし、役員報酬は事実上の「原則損金不算入」の状況に変わりはない。定期同額給与（決算から3ヶ月以内に変更し、期中では原則的に一切変更を認めず、変更した場合は、変更した金額について上げた場合はあげた金額を、下げた場合は下がる前の金額との差額を損金不算入）と事前確定届出給与（定時株主総会で確定した役員賞与を総会開催から1ヶ月以内に税務署に届け出れば損金に認める。ただし、届け出た日でない日に支給したり届出と違う金額を支給した場合は全額損金不算入）だけが損金算入される。この内容では、社会的に通常行われる慣習的で適法な様々な役員報酬や賞与の支払いもすべて税法が鑄型にはめてしまい、企業の自主性や行為を阻害することになる。このような干渉を税法がすべきでなく、この役員報酬の規制は実態に合わせて柔軟に対応すべきであり変更を求める。

(3) 消費税について

①消費不況を深刻化させる消費税の税率引き上げに反対する

消費税の税率引き上げは国民の購買意欲を減退させ内需が一層冷え込むこととなる。それは企業にとって売上の減少となり企業利益を圧迫する。また消費税は、赤字でも納税額が発生するため、事業者は現行の5%税率でも納税資金に苦慮している。

この上税率が引き上げられれば景気後退と相俟って消費税を納税できない中小企業が続出するおそれがある。消費税は価格への転嫁が法律上保証されていない弱肉強食的な税制である。つまり消費税は「預り金」でも「預り金的」な税でもなく、価格に転嫁できない取引上の弱者は赤字でも消費税を納税しなければならず、それが滞納の原因になる。消費不況を深刻化させ、中小事業者を転・廃業に追い込む消費税の税率引き上げに反対する。

②消費税の目的税化をしないこと

政府・与党は「社会保障財源」として消費税の税率を引き上げるとしている。だが、消費税を社会保障目的税にすることは道路特定財源と同様不透明で財政の硬直化を招く。また、消費税の目的税化は負担と受益の間に関係がない。そのため、諸外国で消費税（大型間接税）を目的税にしている例はないのである。

結局、政府・与党は消費税を明確な目的税とせず、一般財源として法人税・所得税などとともに社会保障財源に使うことにせざるを得ない。いわば、社会保障目的化は単なる「こじつけ」、詭弁を弄していると言われてもしかたがない。もし社会保障財源を消費税によって賄うとしたら、社会保障を充実させるために消費税を増税しなければならない。消費税は低所得者にも広く負担が及ぶ不公平な税制であるから自己矛盾に陥る。よって消費税の社会保障財源化に反対する。

③中小事業者特例の縮小でなく、免税水準、簡易課税適用水準の引き上げをすること

政府税調は、現行の事業者免税点1,000万円以下及び簡易課税制度の適用売上高5,000万円以下をさらに縮小・廃止するとしている。事業者免税点は平成16年度からそれまでの3,000万円から1,000万円に引き下げられ、新たに課税事業者に取り込まれた零細事業者は130万～150万にのぼる。事業者免税制度や簡易課税制度は価格への転嫁ができない中小事業者の税負担を配慮して設けられた制度であり、中小事業者のセーフティーネットとして存在意義が大きい。これを縮小・廃止することは、中小事業者の事務的負担や税負担を増大させるものであり経済の活性化に逆行する。中小事業者にとって消費税は直接税的な税であるから、景気拡大をするためには、免税水準を平成16年度以前の3,000万円に、簡易課税適用水準も同様に2億円に引き上げることが必要である。

④消費税の基準期間制度を改正し現年度課税制度にすること

政府税調は現行消費税が2事業年度前（基準期間）の売上高により、免税事業者や簡易課税選択適用となる仕組みを見直したいとしている。現行法では例外的に資本金1,000万円以上の法人は設立後直ちに課税事業者となるが、資本金1,000万円未満の法人や個人事業を開業した者は、2年間免税事業者となる。逆に基準期間の売上高が1,000万円を超えた事業者は2年後の売上高が1,000万円以下であっても（たとえば閉店のため売上高が100万円しかないような場合であっても）、納税をしなければならない。こうした矛盾は、わが国の消費税がいわゆる「帳簿方式」（決算終了後に納税額が確定する方式）をとっているとともに、間接税として税の転嫁を予定しているからである。だが、中小事業者にとって消費税は直接税的側面を持

っているものであり、直接税としてみれば、現年度課税を行うことが可能となる。よって、事業者免税制度や簡易課税制度の適用は当該事業年度の決算終了と同時に選択適用できる現年度課税とすること。

(4) 所得課税について

①格差を拡大する税率構造の見直しをしないこと

政府税調は、所得税の納税者の大部分に5%または10%という低い税率が適用されており、諸外国に比して負担水準が極めて低いから、これを引き上げたいとしている。また、最高税率（40%）は引き下げる方向で検討するとしている。

現在の所得税の税率（5%～40%）は個人住民税の一律10%化を受け、それまでの4段階（10%～37%）から6段階に拡大したものである。もし、最低税率を引き上げ最高税率を引き下げれば、大部分の低所得者層が増税になり、逆に少数の高額所得者が減税になる。これ以上低所得者の増税をすれば、いわゆる格差が拡大するばかりか、経済の活性化に逆行することになる。

②配偶者控除、扶養控除の廃止・縮小に反対する

政府税調は男女共同参画社会が進んでいるから配偶者控除を廃止するという。だが、すでに共働きをしている世帯では配偶者控除の適用はなく、配偶者控除の適用を受けているのは子育て中であるとか、体調を崩していて外で働くことのできない配偶者である。配偶者控除を廃止した場合、これらの配偶者を扶養している者の税負担は大幅に増えることになる。

また、扶養控除の適用を受けている扶養家族は、高齢者、学生、児童、乳児など働くことができない者である。加えて政府税調は現在16歳～22歳までに適用されている特定扶養控除も廃止するとしている。これを廃止することは被扶養者（世帯主）の税負担を大幅に増加させる。

③給与所得控除の縮小に反対する

政府税調は給与所得控除を給与所得者の必要経費としてみた場合、現行の給与所得控除額は大きすぎるとしてその縮小を検討している。給与所得控除の縮小は5千万人にのぼる給与所得者全てが増税になる。さらに給与所得控除の縮小は個人住民税の増税に連動する。勤労者の税負担が増加することは中小企業にとっても由々しき事態となる。よって給与所得控除の

縮小に反対する。

④証券優遇税制の実質的延長をしないこと

与党税調は上場株式の譲渡所得に係る軽減税率（10％）を平成20年12月末日をもって廃止し、本則の20％に戻すとしている。ただし、上場株式の年間譲渡益が500万円以下の場合、当分の間10％の軽減税率を存続するとしている。つまり、実質的には特別措置を延長するのである。証券優遇税制の恩恵にあずかっている者は少数の富裕層に集中しており、典型的な不公平税制となっている。したがって証券優遇税制が消費拡大に貢献することはほとんどない。

(5) 中小企業の事業承継について

中小企業家にとって、相続税は企業経営の結果として自分の努力によって作り上げてきた財産に対する課税でありかつ自身の死亡に起因して発生するために相続人（家族）への負担、また企業の存続に重大な懸念を呼ぶ可能性があり、常に対応に苦慮してきた税金である。中小企業家同友会は従来より、中小企業の事業承継のために事業用資産や株の評価について事業の存続が図られるような評価を求めてきた。

2003年度から新設された贈与税の相続時精算課税の制度は、その目的とした内需拡大政策に基づく、世代間の資産移転にそれなりの効果をあげている。しかし、実際にはこの内容では一步前進だが十分な手立てとはいえない。2009年から適用する事業承継税制は、従来の枠を超え、抜本的な事業承継のための株の評価を提案している。「中小企業における経営の継続の円滑化に関する法律」に基づき一定の申請や認可が下りた企業について、同族株主が株の過半数を占め、かつ相続人が筆頭株主（被相続人を除いて）である場合、株の2/3又は評価額10億円までの部分のいずれか低い額にまでについて株価の80％の軽減を認めるというものである。事業の5年継続を義務付け、相続人が死ぬまで株を保有していた場合は軽減した税をすべて免除するというものである。円滑化法では、雇用の80％の継続や、民法上の生前贈与株式に対する遺留分を一定の要件の下、対象から除外する規定などが盛り込まれている。今回の改正は今まで求めてきた事業承継税制を趣旨として汲むものであり評価できるものである。以上を踏まえ改めて、次の事業承継税制を提案する。

①相続税の基礎控除を1億円程度に引き上げること。

2008年度の政府税調は、相続税の基礎控除の引き下げと課税対象の拡大を提起している。この間、2003年度の税制改正において、相続税の最高税率を70%から50%にする税率構造の見直しがされた。この最高税率を引き下げて課税ベースを広げる事が、課税の公平を侵害し、かつ財源確保の名目や、経済の活性化に役立つとは思えず、一層の醜い格差を生み出すことになるだけである。政府税調の資料によると2005年では死亡者に対する相続税の課税件数は4.2%になっているが、高度成長によって地価が騰貴する前の昭和30年代は100件の相続事例のうち相続税の対象になるのはわずか1件（課税対象割合1%）に過ぎなかった。その後、地価高騰により相続税の対象となる割合が著しく増大した。富の再分配を必要とする一部の資産家に対する税である相続税を本来の姿に戻すためにも、現行5000万円の基礎控除を1億円程度に大幅に引き上げるべきである。

②事業用資産については、事業を承継するという条件の下で事業承継猶予制度を設けて10年以上事業を承継した場合一定額を免除すること。

事業承継は、事業自体の存続を前提にするから取引価額で資産を評価すること自体が問題である。事業用資産については、事業を継承するという条件の下で以下のような事業承継猶予制度を設けるべきである。

イ) 事業用資産については通常の評価額とは別に「事業承継価額」で評価する。

ロ) 事業承継者は事業用資産を「事業承継評価額」で評価した税額を納付し、通常の評価額で評価した場合の税額との差額を猶予する。

ハ) 10年以内に事業を廃止した場合は当該差額を納付する。

ニ) 10年以上事業を承継した場合には当該差額を免除する。

農地に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例は、農業政策の視点から、法律上、その利用・転用・譲渡が厳格に制限されていることなどから認められている。

中小企業の事業承継者は、その法人の金融債務の保証人の強制等、過大に負担を強いられているのが実情である。このような中で、あえて事業を承継しようとする後継者には、創業支援と同じようになんらかの支援策の一つとして、このような特例が認められるべきと考える。なお、アメリカ

やドイツでは5年～10年の事業継続を条件とした事業承継制度を導入している。

③自社株式評価には企業の利益水準をベースにした収益還元方式による評価方法を導入すること。

株式評価については、自社株式は流通性がなく資金化が困難であることに加えて、企業の存続を前提にすると、企業の利益水準に基づいた収益還元方式による評価が適切である。解散価値を前提とした純資産価額方式の評価による土地の評価は、収益還元方式へ移行するまでの経過措置として上記の「事業承継価額」とするべきである。

(6) 地方税制について

①外形標準課税の拡大に反対する。

外形標準課税は商工団体の反対運動の中で、課税標準を付加価値だけでなく所得割や資本割りとしたり、資本金1億円超の法人に限定し一定の緩和措置をとっている。だが、対象を資本金1億円以下に導入した場合、①担税力のない赤字法人にも大きな負担を強い、中小企業の7割に達する欠損法人に深刻な問題をもたらす、②報酬給与額などを課税標準とする「賃金課税」であり、企業の人的投資を妨げて雇用を抑制する、③規模が小さい法人ほど税負担率が大きくなり黒字法人でもほとんどが増税になる。対象企業を資本金1億円以下に拡大することは絶対あってはならない。

②固定資産税・都市計画税は担税能力に応じた方式に…固定資産税の地価公示価格に連動した評価は、多くの訴訟や自治体の反対決議に見られるように連年の地価下落の状況にもかかわらず税額が増額するなど非現実的である。長期不況のなかで産業界からも固定資産税負担の重さに軽減の要望が出ている。東京都などいくつかの自治体において課税標準の引き下げが行われているがまだ不十分である。固定資産税の担税力はその固定資産の活用によってもたらされるものであるから、売買時価を基準とするのではなく収益還元による評価方式に徹底すること。さらに、都市居住・営業が確保されるためには都市計画と結びついた適切な軽減措置をとること。また、都市計画財源のために徴収されている都市計画税の存在意義を明確にして適切な都市計画財源として企業の経営環境確保のための都市形成に使用すること。

近年問題となっているJR等の駅中商店街として使用されている土地についても、公平な課税を早期に求める。

- ③法人税では欠損金の繰戻還付制度があるが、地方税においても同様の繰戻還付制度の創設を検討すること。

(7) 税務行政手続規定の整備充実について

- ①税務行政の公正の確保と透明性の向上を図り、国民の権利利益の保護に資する観点から、国税通則法等の改正を行うこと

調査の事前通知、文書による理由開示及び終了通知を徹底すること。申告納税制度が採用されてから、半世紀が経過したにもかかわらず、わが国においては税務行政の執行に関する手続規定が法的に整備されていない。申告納税制度を発展させるために、納税者の正当な権利を保障し、税務行政の円滑な執行のため、税務調査の事前通知等の規定を国税通則法及び地方税法に明文化すべきである。

また、税制改正では、近時唐突な法改正と施行が行われており、納税者に大変な不利益を与えている。現在、税制改正については、立案段階において、パブリックコメント手続がとられていないが、納税者に直結するだけに、広く国民、事業者、専門家団体等に意見等を照会すべきである。従って、政省令及び通達の制定改廃についても意見照会のシステムを構築することは、国民の国政に対する信頼性を確保することでも、有効な手立てとなる。

- ②税務行政の整備充実と個人情報保護

税務行政の分野においても、構造改革路線とした民営化の流れが徐々に進行している。アウトソーシングは本来、国の責任としてやるべきことの事案の機密保持、曖昧さに起因した責任の所在、そして役割を担っている税理士制度の形骸化と崩壊につながるものが危惧される。歯止めのない制度改変は、納税者にとっても大変影響があるだけに、また、国際化に対応するためにも、早急に「納税者権利憲章」の制定が求められるので検討されたい。

最近、納税者に対し、法定外資料の照会や提出の依頼が頻繁にあるが、各種資料箋等の作成は、納税者に相当な事務負担を強いるだけでなく、個人情報保護法に抵触するおそれがあるだけに、必要最低限にとどめるべき

である。

- ③**納税者番号制度**は国民全体に関わる制度であり、導入に当たっては具体的構想を提示し国民の理解を求めること。納税者番号制度導入に当たっては、制度の仕組み、付番方式、付番機関など具体的な内容を示した上で、導入や維持に要する行政におけるコスト及び民間が負担するコストを試算し、費用対効果の面からも検討する必要がある。

なお、納税者番号制度は適正な課税を目的とするものであるとの観点からは、希望者だけが番号を利用する番号選択制は導入すべきではない。納税者番号制度は国民全体に関わる制度であり、納税者にとっても利便性のあるものでなければならない。金融所得課税導入だけのための議論ではなく、その将来像を見据えた上で国民に一層の理解を求めていく必要がある。

4. 円滑な資金供給と参加型金融システムの構築を

- (1) 円滑な資金需給や利用者利便などの視点から金融機関の活動を評価・公開する**金融アセスメント制度**、「**地域と中小企業の金融環境を活性化させる法律案**」(仮称)を法制化すること。当面、金融庁は金融機関から集めた情報を客観的な評価が可能になるよう比較可能な一覧性のある形でわかりやすくホームページで公開すること。また、金融庁の「**金融検査評定制**度」は、「**中小企業向け融資**」や「**地域貢献**」の項目も入れた総合評価のものとする。
- (2) **参加型金融行政**をより推進するため、円滑な資金供給など**地域貢献**で努力する金融機関の寄与の程度を評価し、その適切な情報を利用者の立場から公開する**NPO等の第三者評価機関**を認定し、登録する制度を設けること。また、金融庁の「**金融サービス利用者相談室**」「**金融円滑化ホットライン**」の機能をさらに充実させ、利用者¹と金融機関との間の個別トラブルについても、あっせん・仲介・調停が行えるように条件整備すること。
- (3) 政府系**中小企業金融機関**の統合により、2008年から発足する**(株)日本政策金融公庫**では、特定の政策目的のための融資だけでなく、安定した金融環境を保つために一般融資も存続するなど**中小企業への公的機能の充実**、サービス水準の維持に努めること。また、利用者の立場から政府系金融機

関の役割・機能（審査のあり方や融資形態、融資期間など）が適正に発揮されているかを評価する第三者機関を創設すること。民営化される商工中金は、金融のセーフティネットとして果たしてきた公的機能の継続性を配慮した役割を引き続き発揮すること。

- (4) 信用補完制度は、本来の信用保証理念に基づき中小企業ニーズに対応した施策の強化を進めること。第三者連帯保証人の原則禁止でも、協会によりばらつきがある。信用保証協会が、一定の代位弁済は必要な行政のコストという考え方をとるように促し、全国で同じ水準のサービスを受けられるようにすること。
- (5) 信用補完制度見直しに伴う責任共有制度（部分保証方式又は負担金方式）が2007年から導入されたが、金融機関の貸出姿勢の消極化することが懸念されており、導入に伴う中小企業への影響を調査・公表し、責任共有制度の廃止を含む必要な見直しに着手すること。当面、責任共有制度対象除外となる小口零細企業保証制度の上限、1250万円を2000万円に引き上げること。また、地方自治体が、金融機関の融資取組に支障をきたす可能性の高い資金について、金融機関リスク負担部分を県が直接損失補償とした場合、独自の取り組みとして認めること。
- (6) 問題なくきちんと返済してきた優良な借り手中小企業の返済履歴（クレジット・ヒストリー）を尊重し、何らかのメリットを付与すること。例えば、保証協会付融資での保証審査の評価項目としたり、保証料率を引き下げるなど優遇措置を取ること。
- (7) 信用保証制度において、0.2%程度の保証料で保証限度額を設定し、その限度額の範囲内で機動的に資金調達を行える制度を創設すること。また、特定融資枠契約法を改正し、コミットメントラインの中小企業への適用を可能にすること。
- (8) セーフティネット保証の第5号認定（業況の悪化している業種に属する中小企業者を支援するための措置）や第7号認定（金融機関の支店の削減等による経営の相当程度の合理化により借入れが減少している中小企業者を支援するための措置）は中小企業や地域の実態に即して運用できる制度とすること。例えば第5号認定では、業況が悪化している業種を「指定業種リスト」に掲載しているが、全国的な業界団体がない場合などで悪化

しているにもかかわらず指定対象になっていない業種がある。「指定業種リスト」の作成では、指定対象外の中小企業の実態も精査し、中小企業者の声を勘案した実態にあったものとする。また、第7号認定では、地域によっては「指定金融機関リスト」掲載の金融機関が全くなくなることもあり、資金繰り円滑化借換保証制度などの利用に支障をきたしている。金融機関への適切な指導が求められる。

- (9) IT産業やコンテンツ産業等のように受託開発に長期間かかる企業に対して「つなぎ」の資金の融資を検討すること。また、指定管理者制度等を受託したNPOに対する「つなぎ」の資金の融資も検討すること。信用保証協会は、受託契約書の活用など未発生債権でも売掛債権担保融資が円滑に利用できるように運用での配慮と周知方に努めること。
- (10) 事業承継者が経営権確保のため相続人等から株式を購入する資金を供給する制度を創設すること。また、親族以外への事業承継を円滑にする観点からMBO（企業買収）やEBO（従業員による買収）等の手法を活用した事業承継・M&A資金の融資・保証制度を創設すること。
- (11) 環境貢献度合いによって利率を変更する（引き下げる）融資取り組みである環境コバナンツ契約を政府系金融機関・信用保証制度の融資・保証にも導入すること。また、民間金融機関が環境コバナンツ契約を締結した案件には利子補給などで支援すること。さらに、地域貢献や少子化対策など案件に対する支援についても同様の支援を検討すること。
- (12) 各地の信用保証協会の理事会の構成メンバーに借り手の代表（中小企業経営者団体の代表）が入っていない場合は、入れるよう促す措置をとること。
- (13) 倒産防止共済制度は、共済金の貸付の償還期間を5年から10年に延長すること。また、共済の口座を設けている当該金融機関に延滞がある場合、共済金貸付と他の貸付が強制的に相殺されている。国として差押禁止条項を設けるなど制度の機能の確保につとめること。さらに、「倒産」状態に至っても不渡り手形を出さないなど倒産の形を取らない案件について、なかなか認められない場合がある。実態に合った機動的に使える制度とすること。
- (14) 公正取引委員会は、2001年と2006年に『金融機関と企業の取引慣行

に関する調査報告書』、2004年には『金融機関の業態区分の緩和及び業務範囲の拡大に伴う不公正な取引方法について』（ガイドライン）を公表し、金融機関と借り手企業と不公正な取引方法の実態を明らかにし、これに関する競争政策上の考え方を示した。公正取引委員会は、金融機関と融資先中小企業との歪んだ取引慣行を是正する「ガイドライン」の周知徹底、コンプライアンスの実効性確保のため指導を強めること。また、金融機関はさまざまな手数料を一方的に大幅値上げしているが、その根拠が不明確であり、貸し手の優越的地位の濫用である。公正取引委員会及び金融庁は、ただちに調査し必要な措置をとること。

5. 公共事業の中小企業発注の拡充と公正な市場のルールを確立し、公正競争の促進を

公共事業の縮小、公共事業での一般競争入札や電子競争入札の導入により、行き過ぎた低価格競争やダンピング受注が多発し、公共事業に関わる中小企業の収益環境は極めて悪化している。地域中小企業の疲弊が著しいため、災害復旧や防災、耐震、除雪などに対応できない事態も出始めており、地域社会の安全と安心を損なうことが懸念されている。このような事態を避けるためにも、地域中小企業の疲弊防止につながる喫緊の課題として以下の施策に取り組むこと。

(1) 中小企業にとって公平・公正な競争環境をつくるため、下記の提案事項に沿って国の指導を徹底すること。

①公共事業の行き過ぎたコスト削減を改め、国等の契約方針の適正価格発注の遵守を徹底すること。独禁法の「不当廉売」条項を活用し、ダンピング防止に努めること。地方公共団体等の公共事業では、予定価格から大幅にダンピングした最低制限価格を割る業者の工事については、失格とすること。

②地方公共団体等の公共事業では、最低制限価格を堅持し、予定価格の90%程度に引き上げるよう努力すること。公共事業の品質を確保し、雇用の確保と技術の向上、中小建設業の倒産を防ぐための適正価格発注に努め、公共工事設計労務単価は実勢価格に即して引き上げること。国の公共工事発

注に関する最低制限価格の禁止条項を廃止し、国においても最低制限価格を設けること。

- ③公共工物品質確保法により、価格と品質を総合評価して入札者を決定することになったが、業者選定に当たっては公正な評価システムを実行し、中小企業を排除して大企業優先にならないよう運用すること。
- (2) 公共発注機関の中小企業への発注率を大幅に高めること。分離分割発注を拡大するとともに、随意契約を活用すること。分離分割発注では、工事規模に応じた入札参加者の範囲を定め、工種でなく、工事の規模の分割で行うこと。地方公共団体の工事は地域企業への発注を原則とし、同規模企業間で競争する「ランク制」を遵守すること。一般競争入札を地方や中小企業分野に拡大することを抑制すること。中小建設業の公共入札を窓口で制限、排除する可能性のある日本型入札ボンド制度の導入は中小企業分野では適用しないこと。
- (3) 公共事業の入札に関してはプライバシーマークやISMSをその条件とせず、判定の優位性として取り扱うようにすること。
- (4) 中小企業に不当な不利益を与える不公正取引に対し、市場のルールを守るべく厳正・迅速な政策的対応を進めること。そのために、①独占禁止法の「厳格な運用」をはかり、遵守させること。②公正取引委員会は、ルール違反防止と不公正取引の是正・防止を厳正に実施すること。③経済産業省設置法でうたっている「市場における経済取引に係る準則の整備」を取引適正化のために行うこと。
- (5) 公正な取引の視点から以下の3点について取引条件の確立を図ること。当面、下請二法の適正な運用に努めること。
 - ①海外展開、低価格等を理由にした中小企業への一方的な発注の停止、大幅削減、取消、買ったたき、取引条件の変更などの不公正取引の実態を自治体と共同して正確に調査すること。その上で不公正取引発生にたいする適正化措置として、データの公表（企業名公表）を含む情報公開等の緊急対応体制と相談体制の整備を図ること。
 - ②公正取引委員会は、独占禁止法や下請代金支払遅延等防止法などの法律に沿って下請取引の実態を調査・監視し、強力に指導して健全な取引環境づくりに努めること。

③独禁法の「優越的地位の濫用」による「下請いじめ」規制を発動できるように整備すること。特に、下請企業から声を上げないと調査が入らないシステムを改めて、第三者と当事者を組み合わせた監視システムをつくること。また、下請企業は親企業の発注に対応した生産設備・人員を抱え、簡単に転換することができないので継続的下請取引の一方的解除に歯止めをかけることができる措置をとること。

④下請法を改正し、建設業を適用対象に加える措置を取ること。

(6) 原油価格・原材料価格の高騰による中小企業への影響調査を定期的に行うこと。①それを踏まえ、下請代金支払遅延等防止法の厳守等、下請取引適正化と下請中小企業振興法に定める振興基準の遵守を監視する特別の体制をとること。②売り惜しみ、買い占め及び便乗値上げを防ぐための原材料価格の価格需給動向について調査・監視を強めること。③「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法」(大規模小売業告示)を強化し、納入業者に対する大規模小売業者による優越的地位の濫用行為を禁止するとともに、納入業者の原材料価格高騰を事由とした適正な価格転嫁が可能となる環境整備をすること。④石油小売等での不当廉売などの不公正取引による販売業者の倒産・廃業が相次いでおり、不公正取引に対する課徴金制度を導入すること。

(7) 大型店の寡占化が進み、バイイングパワーが強まっている。大型店等は、「消費者保護」やコンプライアンスの強化などを口実に、些細なことでもクレームをつけて過大なペナルティを請求してくる場合がある。従来にないほど「不良品」認定のレベルが上げられており、納入する業者は泣かされている。公正取引委員会は、「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法」(大規模小売業告示)を改定し、このような納入業者に対する不当で過大なペナルティの請求を特定の不公正な取引方法に指定して大規模小売業者による優越的地位の濫用行為を禁止すること。

6. 中小企業が活躍できる環境保全型・自然再生型の持続可能な社会システム構築

(1) 地球環境保全と温室効果ガス排出削減目標に向けた取り組み

京都議定書による第一次約束期間が2008年から始まる。日本は1990年の基準年比で温室効果ガスの6%削減を約束したにもかかわらず、逆に7.4%増となっている。日本は、地球温暖化防止京都会議の議長国として、目標達成に向け、全力で取り組むことが求められている。そこで、温室効果ガス排出量を削減するうえで中小企業の役割が注目され、現在、大企業が資金・技術を中小企業に提供し、排出量を削減したとき、国内クレジットを大企業が中小企業から購入できるという制度が検討されている。また、温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度がいずれは中小企業にも適用拡大されることが想定される。こうした制度導入にあたっては、政策決定過程に中小企業の業種・業態ごとの実態に即した意見が反映されるようにすること。

また、各国で行われている公害防止のための技術支援や、砂漠緑化や森林の回復などの環境修復の支援を行うとともに、その支援を積極的に行っているNGOなど民間団体への支援にも力を入れること。日本企業による「公害輸出」や環境破壊型「開発」を行なわないような国際社会に通用するルールづくりを強力に推進すること。国内の地域開発にあたっては、計画段階からその地域の中小企業や住民に対する十分な情報開示のうえで参加をもとめ、生態系や自然環境の保全、地域の生活環境、歴史、文化との調和をはかりながら、長期的視点で進めること。

(2) 環境保全・自然再生型公共事業の拡大と小規模分散型産業の推進

①中小企業の知恵と人材が活かせる環境保全・自然再生型の公共事業を拡大すること。イ) コンクリートによる河川護岸工事を中止し、自然再生型の川づくりを進め、自然を復活させること。ロ) 太陽光や風力、バイオマス等の自然エネルギービジネスに挑戦する中小企業を新しいタイプの公共事業に活用すること。ハ) 地域の防災や雇用に貢献する地域分散型エネルギーシステムづくりやリサイクルの推進に努めること。

②自然エネルギーや文化的資源など地域の固有資源の産業化・事業化に取り組む中小企業を産学官民(市民)・金融の連携で支援すること。このような新しい時代の市場創造は、環境保全、地域づくり、人づくりなど多角的な経済的波及効果を期待できる。例えば、転作田・休耕田を活用して菜の花栽培を地域に広げ、なたね油を料理・学校給食に用い、廃食油は回収して石鹼や軽油代替燃料・BDF(バイオ・ディーゼル燃料)にリサイクルす

る「菜の花プロジェクト」はネットワークを全国に広げているが、そのような取り組みを総合的に支援することが求められる。例えば、自動車燃料としてBDFを使用する際の非課税化。軽油とBDFを混合燃料で使う場合に、軽油取引税（1ℓ、32.1円）が課税されるので見直すこと。また、漁船、農機具などで使用される場合には一定額を補助すること。

- ③資源循環型社会の構築に向けて、**国・自治体の財政負担を軽減し、環境保全・水循環再生・バイオマス利活用のために浄化槽の普及に努めること。**都市部のみならず中山間地域の大自然の中に、水が枯渇している。森林保全対策の不備や保水能力の低下に加え、公共下水道や農業集落排水処理施設は、その生活排水を全て下流域に集水し、計画した自治体の最下流域に下水管路で集め放流するため、中山間地や農村地帯の水不足は著しい。浄化槽の処理水は、下水道と同等以上であることに鑑み「恒久施設」として位置づけ、その生活排水は処理済みと認知し、下水道計画を直ちに見直しする事により、国・自治体の財政逼迫を解消し、生活基盤整備社会・環境保全・防災減災重視の政策を推進すること。

(3) 地球温暖化・エネルギー問題

- ①エネルギー消費の削減では、省エネ効率の高い製品の使用や、生産設備への移行を促す誘導政策とともに、流通システムや都市づくり、ライフスタイルなどエネルギー大量消費型社会となっている現状を見直し、**地域分散型エネルギー政策への転換を強めること。**
- ②太陽光や風力などの自然エネルギーによる発電事業促進が早急に求められるが、電力会社に自然エネルギーの買い取りを義務づけたRPS法の施行によって、かえってこれまでよりも電力会社による買い取り量が減ったり、価格も低価格化する現実が進行しており、自然エネルギーの発電事業者にとっては経営を圧迫するものとなっている。これでは、RPS法が、「新エネルギー」の「新たな市場拡大措置」のために制定された法の趣旨に反し、ようやく事業として育ちはじめた自然エネルギー発電事業の普及を妨げるものとなっている。これは、まず、電力会社に義務づけられた買い取り量が、あまりにも少ないこと、買い取り価格が、太陽光や風力など発電コストの違いを考慮せず、一律に入札で価格が決定され、しかも全国どこからでも購入できることなどが理由としてあげられるが、自然エネルギーによ

る発電事業が長期的に発展を遂げられるよう、導入後のランニング費用の補助など、法の見直しを早急に求めるとともに、その見直しの政策決定過程に、自然エネルギー発電事業者や、循環型地域づくりに力を入れている行政、市民など、各方面からの参加を求めること。

また、原子力発電所については、安全性や放射性廃棄物処理等において未解決の問題が大きいことを考慮して、可能な限り原子力発電に頼らない方向をめざすこと。

(4) リサイクル・廃棄物処理問題

循環型社会形成を目指す一連のリサイクル法の実施にあたっては、一部中小企業に過度の負担とならないよう、生産から流通、消費、リサイクルの各段階でそれぞれにふさわしい適正コストを負担するシステムづくりへの見直しを行うこと。また、このようなシステムづくりにあたっては、リサイクルしやすい製品作りや製品の長寿命化、廃棄物の発生抑制に働くようにすること。

メーカーや中古品販売事業者などが一堂に会して、リユース（再利用）・リサイクル（再生）市場育成のためのシステムづくりを行うこと。

リサイクルは、日本だけでなく、日本を含めたアジアでの広域的な循環が広がっている。有害廃棄物の国境移動につながるような「リサイクル」への規制を強化するとともに、日本以外の国でも適正なりサイクルが行われるような技術援助を行うなど、持続可能な社会づくりに寄与する広域的なりサイクルシステムの整備を急ぐこと。

製造禁止されてから30年以上たって、ようやくPCB廃棄物の最終処理が始まったが、低濃度PCB廃棄物については、処理するための受け皿が全国的に不足しており、それぞれの保管者がいつ処理できるかの見通しも示されないまま、厳重な保管を義務づけられている。受け皿づくりを早急に進めるとともに、最終処理施設ができるまでの間、各保管者任せにせず、地域ごとにPCB廃棄物を一箇所に集め、厳重に管理・保管するような体制を整えること。

(5) アスベスト対策

アスベスト対策は緊急の課題である。公共、民間の建物、個人住宅のアスベスト調査、飛散防止、無害化対策、安全な除去を進めること。国とメーカーはアスベスト対策を放置した責任をとり、試験研究機関の増設、技術者、

施工体制などアスベスト対策に強力に取り組むこと。

- (6) **小規模分散・地域密着型環境ビジネスの育成と環境共生型企業への支援**
環境保全型の製品開発や、ISO9000、ISO14000の取得、環境保全対策の推進など環境共生型企業づくりを進めている中小企業に対しては、技術開発や設備投資資金、さらには既存技術を組み合わせたシステムづくりについても積極的に支援すること。

環境に配慮した製品の育成・需要喚起のために、環境に配慮した製品の競争力を高めるための資源大量消費型製品へのペナルティ（制裁金）などの措置を講じること。また、地域内資源循環や、究極的に廃棄物をなくすゼロエミッション型環境ビジネスを推進する地域ネットワークづくりを支援すること。

- (7) **持続可能な地域社会づくりと農業の保全**

食糧自給率を高めるため、安全で健康な食べ物を供給する日本農業の健全な発展を図ること。地域づくりでは、農業が、治水や地域環境保全にも役立っていることを考慮し、地域経済の主役となる地域密着型の中小企業と農業、そして行政などがネットワークをくみ、持続可能な地域社会づくりをすすめること。

- (8) **国内及び海外の環境規制に関する機敏な情報提供体制の整備**

環境省ホームページなどに国内及び海外の環境規制に関する専用のサイトを設置するとともに希望者に新着情報配信サービスを提供するなど情報提供体制を早急に整備すること。「予防原則」の考え方にに基づき、欧州連合（EU）は、鉛やカドニウムなど6物質の電気・電子機器への使用を禁止するRoHS（ロース）指令や新しい化学物質規制「REACH（リーチ）規制」を実施している。また、中国も中国版RoHS規制を実施しており、欧州や中国をマーケットとする電機メーカーは、部品や原材料メーカーを巻き込んで製品や部材品に使用される化学物質を管理する体制の構築が迫られている。中小企業は、世界を視野に置いた機敏な情報収集には限界があり、情報提供体制の整備が強く求められている。

7. 豊かな人間として育つための教育環境の重視

(1) 中小企業と教育

- ①青年や子どもたちが健全な労働観や地域社会観を形成していく一つの機会としての労働体験を中学校・高等学校の授業の一環に組み込み、その現場として中小企業を積極的に活用すること。また、日本のものづくりの機能を保全するため、中学校以上の教育に、技術・技能教育を積極的に取り入れること。
- ②大学生のインターンシップ制度の実施にあたっては、企業の採用活動とは完全に切り離し、仕事のノウハウを覚えるという狭義の職業教育にするのではなく、学生が働く意味や生き方を学ぶ機会となるような教育理念のもとで行うように指導すること。
- ③長期的視野に立って人材を育成するためには、教師、父母、行政、企業経営者等が協力し合い、地域内で共に努力を積み重ねることが必要である。そこで、これら四者による懇談会やシンポジウムなどの試みに対して積極的に支援すること。学校評議員制度の実施にあたっては、地域の企業経営者の任用を検討すること。
- ④中小企業についての正確な認識がはかれるように、学校教育等では中小企業の最新の実態に基づいた正確な姿を教えること。その一環として、中小企業の経営者を授業の講師とすること及び教師が中小企業の現場で研修することを積極的に計画すること。

(2) 一人ひとりの子どもと向き合う教育に向けて

- ①教育の現場から遊離した上からの「改革」を行うのではなく、各学校の実情に応じたていねいな援助が可能となるような教育行政自体の改革をすすめること。
- ②子どもは子どもの中で育つという子どもの集団自身が備えている育ち合う力を信頼し、子どもたちで自主的に過ごす時間を増やすために、また教師が一人ひとりの子どもと向き合うゆとりが持てるようにするために、義務教育での学習指導要領の改善と教師が30人学級で自主的に授業内容・授業時間を組み立てられるように改善すること。
- ③子供を育てながら仕事を継続できる社会の実現や奨学金制度の拡充などの教育費負担を大幅に減ずる措置をとり、少子化を食い止め、「教育格差」を解消する環境の整備に努めること。

8. 人材投資促進税制の拡充と人材育成、若年者雇用の推進

- (1) 従業員研修費の一部を法人税から控除する「人材投資促進税制」では、人材投資を継続的に増額させることが困難な中小企業でも、教育訓練費の増減に関わらず、適用事業年度の教育訓練費の総額から税額控除できる制度に2008年度拡充された。さらに、「教育訓練費」を外部への研修委託費などに限定せず、中小企業の実態に合わせて社内研修・OJTの費用も広く対象とすること。また、中小企業特例の控除割合を拡充すること。
- (2) 企業が新分野に進出したり、急激な技術革新等に対応するため、企業内での労働能力向上のための教育訓練が不可欠となっている。現在行われているキャリア形成助成金など教育訓練への助成制度を、教育訓練を就業時間外で行わざるを得ないなどといった中小企業の実態にあわせて柔軟に活用できるものとするとともに、申請手続きの簡素化をはかること。
- (3) 中小企業の新規学卒者など若手人材を確保するための方策を進めること。例えば、経済産業省は、「若者と中小企業とのネットワーク構築事業」を実施しているが、当会等が取り組んでいる共同求人活動やインターンシップ、大学等での中小企業論講座などの中小企業の魅力と正確な情報・知識を発信し、中小企業への正しい認識を促す事業への支援を行うこと。
- (4) 中小企業の技術人材の育成を支援する「高専等活用中小企業人材育成事業」では、高専に限らずにすべての高等教育機関で取り組めるように拡充すること。また、企業内訓練を強力にバックアップする学習型企業づくりを進めること。さらに、中小企業が研究機関や大学院などに社員を2年間程度派遣し、研究・研修を受けることができる制度（休業中の公的所得保障を含む）を創設すること。
- (5) 失業率は依然高水準にあり、セーフティネットと教育訓練機能の強化が急務である。雇用のミスマッチをなくし、再就職を支援するため、職業訓練を前提に失業保険の支給額と支給期間を拡充すること。また、若年者安定雇用促進奨励金（トライアル雇用制度）の対象年齢の拡大や支給額などの拡充を図ること。

9. 労働環境改善と障害者雇用・就労環境の拡充のために

(1) 安心して働ける社会保障制度の構築と労働環境の整備

① 少子高齢社会を迎え、これまでの年金制度の見直しが迫られているが、保険料率のさらなる値上げと、給与手取額の少ない短時間労働者への厚生年金の加入拡大は、企業と労働者双方にとって過大な負担となるだけで、現在の年金制度の矛盾をさらに拡大するだけといえる。また、老後への不安から、個人消費が伸び悩み、内需回復への足をひっぱるものとなっている。

イ) 国民が安心して老後を迎えられるような最低限の基礎的年金については、これ以上の社会保険料の引き上げではなく、国庫負担率2分の1への引き上げを直ちに実施し、年金水準の拡充を図ること。その場合の財源は、逆累進課税となる消費税に頼るのではなく、膨大な積立金の運用実績の情報公開を徹底して行うなど、現在の年金制度の問題点を具体的に国民に明らかにしながら、その積立金の取り崩しも含め、年金、医療、介護保険など安心して働ける社会保障制度全体をどう構築していくか、早急に国民に提言し、国民的論議を起こしていくこと。

ロ) 中小企業退職金共済は、予定利回りを引き上げるなど退職金額を引き上げ、魅力あるものとする。また、共済加入企業以外で労働移動が発生した場合でも勤労者が個人単位で継続できるような制度を検討すること。

② 「働き過ぎ」は大きな社会問題となっており、労働時間短縮の一層の推進が求められるが、中小企業の経営実態に配慮し、労働時間短縮のための環境整備を推進すること。「中小企業労働時間適正化促進助成金」が創設されたが、これにとどまらず中小企業の時間短縮については、自企業の企業努力だけではなく関連企業・業界の協力、取引慣行等の転換が必要要件となっている。そこで、イ) 省力化投資等に積極的な支援策を講じること、ロ) 取引慣行を見直して業種ごとに労働時間短縮を促進する施策を行うこと、ハ) 発注方式等取引改善指導事業、下請代金支払遅延等防止法、下請中小企業振興法の運用強化等、労働時間短縮のために下請取引適正化施策の一層の強化を図ること。

③労災保険の民間開放への動きがあるが、**労災保険制度は労働災害にあった労働者に対する企業の補償を確実なものとするための制度であるとともに、労災事故を予防するためにも重要な制度である。**そこで、この制度変更の検討に当たっては、**労働者の約8割が働くとともに、危険有害業務を引き受けることの多い中小企業との意見交換も密にしながら、労働者が安心して働ける労働環境を実現できるものとしていくこと。**また、希望するすべての中小企業経営者が労災保険の適用を受けられるよう、**労働保険事務組合への加入促進と周知徹底を行うこと。**

④健康保険・厚生年金保険の標準報酬の範囲から通勤交通費を除外すること。通勤交通費は実費弁済的性格の強いものであり、一定額以上は保険料率に加算しないようにすること。

(2) 高齢者の多様な就労ニーズに対応した雇用環境の整備

①公的機関が高齢者の多様な就労ニーズを高齢社会のテンポにあわせて実現させるための環境整備を図ること。リタイヤした中高年齢者の技能・スキルを中小企業経営や地域づくりに活かす施策を検討すること。

②高齢者の日常生活を支援するために、住宅、設備の修理や改修、掃除などを公的に援助することにより安価に利用できる制度を行政と中小企業とがタイアップする方式で設けること。その際、能力や技能のある高齢者を優先的に活用すること。

③社員が65歳まで働ける制度の導入を企業に義務づける改正高齢者雇用安定法が04年12月から施行され、今後中期的には中小企業も対応が求められている。当面、61歳以上の継続雇用のための継続雇用定着促進助成金制度等を拡充すること。

(3) 育児・介護休業制度と保育所の拡充等による女性の社会進出支援

少子・高齢社会において、育児・介護休業制度を実効性あるものとするために、雇用保険法による休業給付金の拡充を行うこと。さらに、利用者のニーズに対応した保育施設・学童保育所の増設・充実と教員の確保、在宅介護支援制度の充実を図り、女性の社会的進出を支援すること。特に、産休あけ、育児休業あけの保育所の拡充や出産育児により長期に就労から離れる女性に対して社会復帰をはかるための教育訓練など施策を充実させること。

介護休業制度では、短時間勤務との組み合わせや期間の上乗せなど、それ

ぞれの介護の実情に合わせた柔軟な介護休業制度とすること。休業給付金の支給も、その実情に合わせ、支給日数の延長や給付額の引き上げなど一層の拡充を図ること。また、介護者が昼間安心して働けるよう、介護保険などを活用した在宅介護サービスの充実を図ること。

(4) 障害者の就労環境の整備と雇用の促進

障害者の自立を支援するために、企業における障害者雇用の促進が図られ、特に中小企業での障害者雇用の促進が国の重点政策としても掲げられている。一方、障害者の授産施設などでの工賃を自立できるような水準に引き上げていくための支援や、福祉的就労から一般就労への移行支援などの分野でも、中小企業ならではのきめ細かい支援が期待されている。雇用労働者の8割は中小企業で働いており、障害者雇用においても、雇用されている障害者の過半数は中小企業で働いていることが、厚生労働省「身体及び知的障害者就業実態調査」からも明らかとなっており、これまでも障害者の雇用促進で中小企業は大きな役割を果たしてきている。中小企業における障害者雇用の促進と、工賃倍増・一般就労への移行などの自立支援に中小企業がさらに積極的に取り組むために、以下のようなことを提言・要望したい。

①総合的な地域連携の強化

地域で生活し働く障害者の自立を支援するため、地域の事業者団体や学校、障害者団体、行政（福祉・労働・教育など）の連携をさらに密にし、生活支援・就労支援センターを核とした事業を充実させること。とくに福祉分野と労働分野が日常的に連携し、かつ地域における中小企業（団体含む）と連携し、工賃倍増支援と一般就労が相矛盾せず、一体化して取り組めるような自立支援のシステム作りを急ぐこと。また、一般就労移行後も6カ月間に限定せず、引き続き、地域連携によるフォロー体制を充実させること。

②中小企業における障害者雇用の促進させる支援策の拡充と利用手続きの簡素化・柔軟化

障害者雇用の職場で支援する「ジョブコーチ派遣制度」では、短期間の職場実習の場合も利用できるようにしたり、社内でのジョブコーチ養成支援など、障害者の職場実習や雇用に実際に取り組んでいる中小企業の声を反映させながら柔軟かつきめ細かい支援策をたてること。

障害者作業施設設置等助成金などの適用にあたっては、障害者雇用を前提として施設の設置や整備を行った場合、雇用前であっても助成金の対象とすること。

障害者の雇用は、地域などから頼まれて雇用することも多いが、このようなハローワークを通したものではない障害者の雇用（トライアル雇用含む）についても、助成金の対象とすること。

障害者を多数雇用している企業に対して、優先的に公的発注をすること。

宅地化が進み、障害者を雇用する企業・工場が移転を迫られることで、移転先に通うことが困難な障害者も出るおそれがある。地域づくりでは、地域で暮らす障害者が地域で働けるような、せめて自転車で通えるくらいの距離に会社があるような地域づくりをしていくこと。

③障害者雇用納付金制度の見直しについて

現在301人以上規模の企業に適用されている納付金制度を101人以上規模の企業に拡大する法改正にあたっては、法定雇用率を超過達成している100人以下の企業に対しても、101人以上規模の企業と同一基準で雇用調整金を支払うこと。

④障害者の雇用状況の調査とその公表

障害者の雇用状況の調査とその公表にあたっては、大企業より中小企業の方がより多くの障害者を雇用している実情が正確にとらえられるように、法定雇用率適用外の従業員規模55人以下の企業における障害者雇用の状況も毎年調査し、発表すること。

⑤就労継続支援事業の条件緩和

低賃金を保障する就労継続支援事業（A型）では、これまでの授産施設からの転換だけでなく、障害者の雇用の場を広げるため、自らの経営ノウハウを生かしたり、自社の事業と関連づけながらの新規参入を考える中小企業もある。しかも、中小企業が本業と関連づけて就労継続支援事業に取り組むことで、その企業への一般就労も含めてシステム化することもできる。しかし、現在、従業員規模が20名以上であることが求められており、これでは最低賃金を支払い、経営的にも成り立たせていくことはかなりハードルが高い。最低人員を10名程度とし、就労継続支援事業を興しやすくすること。

10. 清潔な政治・行政の確立と武力によらない国際貢献、アジアとの共存共栄

- (1) 政府の役人・政治家と民間業者との贈収賄事件や高級官僚による不祥事は、あとを絶っていない。政治腐敗を招く根元である政党への企業献金・団体献金は禁止すること。政治・行政に対する国民の信頼を回復させるために、公務員倫理の確立と厳正な実行、高級官僚の関連業界への天下り禁止、国民への情報公開などについて、さらに真剣な努力を行うこと。
- (2) 戦後60数年を経て、中国などアジア諸国との経済関係がますます緊密となる中で、平和裏に経済活動に専心できる環境づくりが国の内外で切望される。日本国憲法の平和理念にのっとり、国際社会の平和のために日本の役割をますます強化すべきである。国際紛争は国連を通じて平和裏に解決する努力が求められている。
- (3) 外国人研修生受入事業の充実として、外国人研修生受入れにたいする支援措置の拡充ならびに研修生の入国手続きの簡素化等環境整備を図ること。外国人労働者の宿泊施設、住宅の提供、住宅の斡旋、労災保険や健康保険等の制度の充実を図るとともに、社会生活に対する相談センターや日本語ほかの知識を習得するための研修機関を整備すること。また、外国人研修制度・技能実習制度については、現行の3年から5年に延長すること。

以上

中小企業家同友会所在地一覧表

中小企業家同友会全国協議会 〒170-0005 東京都豊島区南大塚3-39-14 大塚南ビル2F TEL 03(5953)5721(代)

同友会名	〒	所在地	電話
北海道中小企業家同友会	060-0004	札幌市中央区北4条西16丁目 第一ビル	011-611-3411
青森県中小企業家同友会	030-0944	青森市大字筒井字ハツ橋51-2 エスコートハツ橋2F	017-764-2311
岩手県中小企業家同友会	020-0063	盛岡市材木町9-13 角喜ビル3F	019-626-4477
宮城県中小企業家同友会	981-3133	仙台市泉区泉中央2-11-1 リバースビル302	022-218-2571
秋田県中小企業家同友会	010-0918	秋田市泉南1-2-4 マルシンビル1F	018-867-7471
山形県中小企業家同友会	990-2461	山形市南館3-26-26 スタジオ・アヴァン102	023-645-5500
福島県中小企業家同友会	963-8022	郡山市西ノ内2-12-8 古川ビル1F	024-934-3190
茨城県中小企業家同友会	310-0851	水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館3F	029-243-8230
栃木県中小企業家同友会	321-0968	宇都宮市中今泉2-3-13 小山ハイツ103	028-632-6762
群馬中小企業家同友会	371-0013	前橋市西片貝町1-300-5 ルアン第二ビル4F	027-232-0001
埼玉中小企業家同友会	338-0001	さいたま市中央区上落合2-3-2 新都心ビジネス交流プラザ10F	048-747-5550
千葉県中小企業家同友会	260-0018	千葉市中央区院内2-12-12 内野屋ビル3F	043-222-1031
東京中小企業家同友会	170-0005	東京都豊島区南大塚3-39-14 大塚南ビル2F	03-5953-5671
神奈川県中小企業家同友会	220-0072	横浜市西区浅間町1-6-10 小金井第2ビル4F	045-316-2031
山梨県中小企業家同友会	400-0047	甲府市德行3-9-28 中村ビル4F	055-236-5537
長野県中小企業家同友会	380-0914	長野市稲葉母袋709-3 YAビル2F	026-222-6880
新潟県中小企業家同友会	950-0926	新潟市中央区高志1丁目3-21	025-287-0650
富山県中小企業家同友会	930-0827	富山市上飯野25	076-452-6006
石川県中小企業家同友会	920-0362	金沢市古府3-70	076-269-1100
福井県中小企業家同友会	918-8205	福井市北四ツ居1-34-19 サンリードビル1F	0776-54-9699
静岡県中小企業家同友会	420-0033	静岡市葵区昭和町9-8 三木ビル3F	054-253-6130
愛知中小企業家同友会	460-0003	名古屋市中区錦3-5-18 京枝屋ビル4F	052-971-2671
三重県中小企業家同友会	510-0066	四日市市南浜田町2-14 水谷ビル3F	059-351-3310
岐阜県中小企業家同友会	500-8259	岐阜市水主町1-176-2 ピースランドビル3F	058-273-2182
滋賀県中小企業家同友会	525-0036	草津市草津町1512	077-561-5333
京都中小企業家同友会	615-0042	京都市右京区西院東中水町17 京都府中小企業会館4F	075-314-5321
大阪府中小企業家同友会	540-0011	大阪市中央区農人橋2-1-30 谷町八木ビル4F	06-6944-1251
兵庫県中小企業家同友会	650-0042	神戸市中央区波止場町5-4 中突堤中央ビル3F	078-334-1230
奈良県中小企業家同友会	630-8042	奈良市西ノ京町18-6 アイメールビル4F	0742-35-2228
和歌山県中小企業家同友会	640-8112	和歌山市南材木丁3-32 テラダビル3F	073-422-3782
鳥取県中小企業家同友会	683-0021	米子市石井322	0859-26-2060
島根県中小企業家同友会	690-0816	松江市北陵町52-2 ゆめつくす北陸3号室	0852-59-5970
岡山県中小企業家同友会	700-0936	岡山市富田29	086-222-7473
広島県中小企業家同友会	730-0037	広島市中区中町8-18 広島クリスタルプラザ8F	082-241-6006
山口県中小企業家同友会	753-0814	山口市吉敷下東4-11-3	083-928-3715
香川県中小企業家同友会	761-0301	高松市林町2217-15 香川産業頭脳化センタービル4F	087-869-3770
徳島県中小企業家同友会	770-8056	徳島市問屋町43	088-657-7363
愛媛県中小企業家同友会	791-8042	松山市南吉田町2821-4 ビズポート 106	089-968-8802
高知県中小企業家同友会	781-8122	高知市高須新町1-14-6 青山ビル2F	088-882-5581
福岡県中小企業家同友会	812-0046	福岡市博多区吉塚本町9-15 福岡県中小企業振興センタービル11F	092-686-1234
佐賀県中小企業家同友会	840-0015	佐賀市木原3-15-1 (株)ギョートク内	0952-27-7856
長崎県中小企業家同友会	850-0875	長崎市栄町1-20 大野ビル5F	095-822-0680
熊本県中小企業家同友会	860-0834	熊本市江越2-1-7	096-379-8101
大分県中小企業家同友会	870-0888	大分市三ヶ田町3-4 ステラ・コレテ2-D	097-545-0755
宮崎県中小企業家同友会	880-0915	宮崎市恒久南3-3-2 恒吉ビル2F	0985-50-3665
鹿児島県中小企業家同友会	890-0056	鹿児島市下荒田3-44-18 のせビル201号	099-259-1070
沖縄県中小企業家同友会	901-0152	那覇市字小祿1831-1 沖縄産業支援センター603	098-859-6205